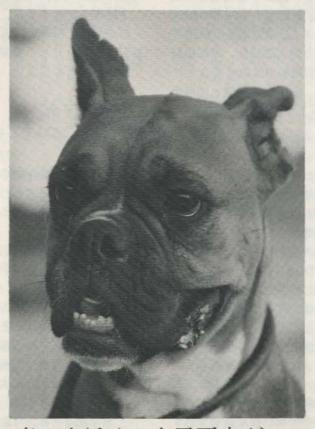
# 光市医師会報

昭和51年11月発行 No. 52



真の生活は、自己否定が はじまるときに開始される

(カーライル)

光市医師会

## 医師会月間行事

- ※11月10日 (水) 理事会 於医師会館 午 後7・30
  - ○協議事項 (1)予防接種の契約について (2)予防接種事故調査会要綱 (案) について (3)忘年会の実施について
  - ○報告・連絡事項 (1)インフルエンザ予防接種の実施について (2)「インフルエンザ」 裁判について (3)食中毒発生時の屈出について (4)注射に対する提言(1)価)について (5)レセプト記載要領等の疑義回答について (6)定例代議員会、国保組合会議について (7)周南地区社保組合との懇談会について (8)諸会の開催・(4)周南
- 三市合同役員会(11月18日)(中部市医師会長会議、互助会支部長会議、医師連盟代表者会議(11月19日)(中国助会事業等検討委員会(11月24日)(中日医提唱医学講座(12月22日)(9)運動会の費用報告(10)血液型検査の件(11)就学児童検診の件(12老人検診の件
- ※11月18日(木) 周南三市合同役員会 於 下松市キクヤホテル 出席者 林会長、大 野副会長、福本、富恵理事
- ※11月8日(月) 周南地区健保組合と三市 医歯師会との協議会 於徳山医師会館

### (改正)予防接種法、予防接種施行令、 実施規則、実施要領等について(その1)

(関係箇所抜粋)

#### ※予防接種法

- 第2条 この法律で「予防接種」とは、疾病に対して免疫の効果を得させるため、 疾病の予防に有効であることが確認されている免疫原を、人体に注射し、又は接種することをいう。
  - 2. この法律の定めるところにより予防 接種を行う疾病は、次に掲げるものとす る。

1.痘そう 2.ジフテリア 3.百日せき 4.急性灰白髄炎 5.麻しん 6.風しん 7.コレラ 8.インフルエンザ 9.日本脳 炎 10.ワイル氏病 11.前各号に掲げる疾 病のほか、その発生及びまん延を予防す るため特に予防接種を行う必要がある疾 病として政令で定める疾病

第16条 市町村長は、当該市町村の区域内 に居住する間に第4条、第7条、又は第 10条の規定により予防接種を受けた者が、 疾病にかかり、廃疾となり、又は死亡し た場合において、当該疾病、廃疾又は死

- 亡が当該予防接種を受せたものであると 厚生大臣が認定したときは、次条及び第 18条第1項に定めるところにより、給付 を行う。
- 2. 厚生大臣は、前項の認定を行うに当 たつては、伝染病予防調査会の意見を聴 かなければならない。
- 第17条 前条第1項の規定による給付は、 次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ 当該各号に定める者に対して行う。
  - 1. 医療費及び医療手当 予防接種を受けたことによる疾病について医療を受ける者。
  - 2. 障害児養育年金 予防接種を受けた ことにより政令で定める程度の廃 疾の状態にある18才未満の者を養 育する者。
  - 3. 障害年金 予防接種を受けたことに より政令で定める程度の廃疾の状態にある18才以上の者。
  - 4. 死亡一時金 予防接種を受けたこと。

により死亡した者の政令で定める 遺族。

5. 葬祭料 予防接種を受けたことにより死亡しに者の葬祭を行う者。

第18条 前条に定めるもののほか、給付の 額、支給方法その他給付に関して必 要な事項は、政令で定める。

#### ※予防接種施行令

第1条 予防接種法第3条に規定する政令 で定める疾病及び政令で定める定期は次 の表に掲げるとおりとする。

**痘 そ う** 生後36カ月から生後72 カ月に至る期間

ジフテリア 1. 生後3カ月から生 後72カ月に至る期間

- 2. 前号の定期の予防接種後12カ月から 18カ月に至る期間
- 3. 12才に達する日の属する年度

百日せき 1. 生後3カ月から生 後18カ月に至る期間

2. 前号の定期の予防 接種後12カ月から18 カ月に至る期間

**急性灰白髄炎** 生後3月から生後48カ 月に至る期間

#### ※予防接種法施行規則

15

- 第4条 市町村長は、法第3条、第6条又 は第9条の規定による予防接種を、当該 市町村長の要請に応じて予防接種の実施 に関し協力する旨を承諾した医師により 行うことができる。
  - 2. 都道府県知事は、法第6条又は第9 条の規定による予防接種を、当該都道 府県知事の要請に応じて予防接種の実 施に関し協力する旨を承諾した医師に より行うことができる。
  - 3 都道府県知事又は市町村長は、前2

項の規定により予防接種を行う医師について、その氏名及び予防接種を行う 主たる場所を公告するものとする。ただし、専ら都道府県知事又は市町村長 が自ら設ける場所において実施する予 防接種を行う医師については、この限 りでない。

- 4. 都道府県知事又は市町村長は、前項の規定により公告した事項に変更があったとき、又は第1項若しくは第2項の承諾が撤回されたときは、速やかにその旨を公告するものとする。
- 第5条 市町村長は、法第3条、第6条又は第9条の規定による予防接種を行う場合には、予防接種の種類、予防接種を受けるべきものの範囲、予防接種を行う期日及び場所、禁忌事項その他必要な事項を公告しなければならない。
- 2. 都道府県知事は、法第6条又は第9条の規定による予防接種を行う場合には、予防接種の種類、予防接種を受けるべき者の範囲、予防接種を行う期日及び場所、禁忌事項その他必要な事項を公告しなければならない。
- 第6条 市町村長は、法第3条又は第6条 の規定による予防接種の対象者に対して、 あらかじめ、予防接種の種類、予防接種 を受ける期日及び場所、禁忌事項その他 必要な事項を周知させるものとする。
- ※予防接種法及び結核予防法の一部を改正する法律等の施行について(抜)

(厚生事務次官より各都道府県知事宛、厚 生省発衛第176号)

第3 予防接種の実施と医師の協力 予防接種法による定期又は臨時の予防接 種の実施者は市町村長又は都道府県知事 であるが、その実施の形態は、当該地方 公共団体の医師又は市町村長若しくは都 道府県知事の要請に応じて予防接種の実施に関し協力する旨を承諾した医師により集団接種として行う場合及び協力する旨を承諾した医師により当該医師に係る医療機関で個別接種として行う場合があること(改正法第3条、改正法施行規則第4条)

また当該予防接種により万一健康被害が 発生した場合は、その当事者は、当該予 防接種を実施した市町村長又は都道府県 知事であり、これらの者において健康被 害への対応を行うものであること。

なお、予防接種の実施に当たつては、市 町村長又は都道府県知事は、当該地域の 医師会と密接な連係のもとに実施計画を 策定するとともに予防接種を行う医師の 十分な協力が得られるよう配慮し、その 円滑な実施に努められたい。

#### ※予防接種法及び結核予防法の一部を改正す ・る法律等の施行について(抜)

(厚生省公衆衛生局長より各都道府県知事 宛 衛発第725号)

#### 第5 予防接種を行う医師

1. 実施体制の整備

予防接種の実施に当たっては、予防接種を受ける者の便宜、接種率の確保等を考慮して、予防接種を受ける機会をできるだけ多くすることが望ましいので予防接種の実施に関して十分に医師の協力を得て、広くその実施ができるよう体制の整備に努めまた管下市町村長を指導すること。

#### 2. 医師の協力

市町村長又は都道府県知事は、その 実施する集団接種又は個別接種に協力 する旨を承諾した医師について協力関 係を文書で確認するとともに、個別指 導に係る医師については改正施行規則 第4条第3項の規定に基づき、別紙1 の例により公告を行うこと。この場合、 都道府県知事に対する医師の承諾は、 当該知事が実施する予防接種につき、 対象となる県民全般に対して集団接種 又は個別接種を行う旨のものであること。また市町村長が実施する予防接種 に関する協力については、一市町村長 のみならず都道府県下全市町村長に対 してなされる場合もあるので、この場合の事務は次により処理することとされたいこと。なお、この趣旨を管下各 市町村長に徹底されたいこと。

(1) 都道府県下全市町村長の行う予防接種につき協力する旨を承諾する医師が得られる場合には、当該医師の住所地又は予防接種を行う主たる場所の市町村長がその旨を申し受け、承諾した医師の代理人として都道府県知事を経由して管下全市町村長との協力関係を結ぶものとすること。

#### あとがき

法律の文章ほど読みずらいものはない。簡単なことでも、ことさらにむずかしい言葉で表現されていて解釈に苦しむこともある。法律と云えば、絶対の権威で意全無欠なものと思いがちだが、よめばよむ程ぬけ道があり、どうにでも解釈できたり、どうすべきか判断に苦しむ箇所もある。改正予防接種法を亦然り重点は予診健診と事故の処理。

山茶花の花びらのせて初氷

(三豆)

発 行 所 先市小周紡 1 6 3 3 の 2 林医院内 光 市 医 師 会 TEL 0833 77-2601 発 行 者 林 孝 之 編 集 者 会報編集委員会 印 刷 所 中村印刷株式会社